令和3年4月1日

文化財センターご利用者　様

松阪市文化財センター所長

瀬古　久美子

松阪市文化財センター使用料の改定について

日頃から、松阪市文化財センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

また、12月からの館内改修工事によるギャラリー閉館では、利用者の皆様には大変ご不便をおかけします。

さて、松阪市では公共施設の使用料見直しについて検討すべく、令和元年度において「松阪市施設使用料等検討委員会」を設け、令和2年12月に出された提言書をもとに、公共施設の使用料及び減免基準の見直しを行いました。

見直しを行う理由としては、合併前に決められた使用料がそのまま現在までも継続されていることや、施設の老朽化による維持管理コストの増加などが問題になる中で、全庁的に使用料の算出根拠を統一し、施設の維持管理コストに見合った使用料に見直す必要があるためです。

ご利用者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

・使用料改定の時期

令和4年4月1日以降のご利用分から。

※令和3年4月からではありません。令和4年4月1日以降からとなります。

・改定後の使用料

別紙のとおり

お問合せ

松阪市文化財センター

℡ 0598－26－7330

使用料の改定　別表第２（松阪市文化財センター条例第10条関係）

改定前

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 9時から12時まで | 13時から17時まで | 9時から17時まで |
| ギャラリー | 1,600円 | 2,140円 | 3,210円 |

備考　冷暖房使用料は、ギャラリー使用料の10分の3の額とする。

改定後

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 9時から12時まで | 13時から17時まで | 9時から17時まで |
| ギャラリー | 3,120円 | 4,170円 | 6,250円 |

※冷暖房使用料は、ギャラリー使用料に含まれます。

減免基準の変更内容

【現行】

①市又は教育委員会が主催する場合は、使用料の全額

②市又は教育委員会が共催で使用する場合は、使用料の100分の50に相当する額

③保育所、幼稚園、認定こども園及び小中学校が主催する場合は、使用料の100分の50に相当する額

④高等学校及び大学が主催する場合は、使用料の100分の20に相当する額

⑤公民館登録グループが主催する場合は、使用料の100分の20に相当する額

⑥前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認めたとき

【改正後】

①市又は市の執行機関（市が設置する付属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき　全額免除

②市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき　全額免除

③その他市長が特に必要と認めるとき　全額免除又は5割減額